

令和2年度

滋賀県予算施策に対する重点要望

令和元年9月

滋賀県市長会

1. 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

2024年開催予定の第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の開催に当たっては、滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、積極的な取組を願いたい。

特に、各種競技施設の整備にかかる県からの各市町への支援措置については、一律、補助率1/2、上限1億円と示されているが、競技種目によっては複数の施設やコート等の整備が必要であり、併せてトイレ等のユニバーサルデザイン化の整備も含めると費用が多額となることから、当該支援措置の補助率や上限額については、個々の実情を十分に踏まえ、大幅な拡充や柔軟な運用による支援を願いたい。

さらに、開催運営経費および市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援についても特段の配慮を願いたい。

〔文化スポーツ部1(2) 要望書P8〕

2. 子育て支援について

○幼児教育・保育の無償化に伴う施策の充実について

令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、自治体財政に新たな負担を強いることがないよう、特に次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育士確保のために地方自治体の実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
- (2) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化および潜在保育士情報の提供と保育人材バンクの活用
- (3) 保育園等の低年齢児(0～2歳)における保育士配置基準について、急務の暫定措置として、地域型保育事業の家庭的保育事業等と同様に、家庭的保育補助者の配置で保育可能となるよう基準緩和の国への働きかけおよび低年齢児保育保育士等特別配置事業の継続実施
- (4) 魅力ある職場としてのイメージアップおよび子育てのモラルハザード防止に向けた措置
- (5) 子ども・子育て支援臨時交付金による財源措置の継続および将来に亘る安定的かつ恒久的な財源の確保〔新規〕

〔健康医療福祉部1 要望書P17〕

○子育て支援の体系的整備について

- (1) 少子化対策として保育料の無償化について、人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が3人目以降の出産をためらうことのないよう多子世帯への経済的支援の継続を国へ要望するとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の継続と所得制限の撤廃等による制度拡充を図られたい。
- (2) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国へ強く働きかけられたい。

〔健康医療福祉部 4（2）（7） 要望書P19〕

3. 地域交通の維持確保について

○近江鉄道線の維持存続に対する取組について

鉄道経営を会社単独で維持することが厳しい状況であると表明された近江鉄道線について、特定地域に限定された地域公共交通にかかる課題として捉えるのではなく、滋賀県全体の発展にかかる重要課題であると認識され、今後も強力なリーダーシップを発揮して近江鉄道線の維持存続と経営改善指導に取り組まれるとともに、積極的な財政支援を図られたい。

〔新 規〕

〔土木交通部 3 要望書P43〕

○地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実および自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバスやデマンドタクシー等の地域公共交通に対する支援を願いたい。

〔土木交通部 4（4） 要望書P44〕

○新たな地域交通体系構築等に対する支援について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実を図るとともに、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、現行制度の見直しを図られたい。

〔土木交通部 8 要望書P47〕

4. 治水対策の充実について

○ダム建設促進と治水対策について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 大戸川ダムについては、建設事業の継続とした国の対応方針を踏まえ、ダム建設および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。
- (3) 平成28年7月20日に国土交通省が「中止」と対応方針を決定した丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、二度に亘る地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応と今後の地域振興、地域整備について、財政措置など含め新たな地元支援策の構築とスピード感を持った早期の事業実施を願いたい。
- (4) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進められたい。

〔土木交通部 10 要望書 P49〕

○河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や想定を超える大雨、昨年の平成30年7月豪雨や台風12号、台風20号および台風21号により、県内でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。

また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。

- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の平地河川化や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。

また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。

〔土木交通部 11 (1)～(3) 要望書 P50〕

5. 交通安全対策について

○交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となる中、県内においても、令和元年5月8日に園児2名が犠牲となる交通事故が発生した。このことから各市町では、通学路等（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、幼稚園や保育園の園外活動における安全対策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ガードポール、車止め等の設置を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定など、交差点や通学路等の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔土木交通部 7 要望書 P47〕

〔教育委員会 12 要望書 P59〕

○交通事故防止に向けた取組について

交通事故発生件数は、減少傾向にあるものの、痛ましい事故が増加しており、特に高齢者や児童といったいわゆる「交通弱者」の占める割合が高くなっている。

こうした中、県内では本年5月8日に園児2名が犠牲となる交通事故が発生し、全国的にも登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発している。

については、交差点や通学路等の安全対策は喫緊を要することから、交通量の多い交差点や通学路、保育園の散歩コースにおける信号機、道路標識や横断歩道な

ど、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の未設置箇所への早期設置と消えかかっている一時停止線や横断歩道などの規制表示の迅速な補修を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

〔警察本部 2 要望書 P61〕

6. 外国人材の受け入れについて

○外国人材受け入れ環境の整備に向けた市町への支援策の充実について

外国人材受け入れ共生に対する国の施策のさらなる充実と、柔軟な財政的援助を含め幅広い自治体への支援策の実現に向けて、国へ強く働きかけられたい。

〔新 規〕

〔総合企画部 2 要望書 P 4〕

○福祉・介護職場の人材確保・拡充について

外国人介護人材を確保するため、新たに設けられた在留資格「特定技能1号」の受入れも視野に入れた、効果的で実効性のある外国人介護人材受入れ態勢を確立するとともに、市町や介護事業者への受入れ支援策を検討願いたい。

〔新 規〕

〔健康医療福祉部 8（6） 要望書 P24〕

○多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。
また、日本語指導者の雇用と安定就労を行うこと。

〔商工観光労働部 4 要望書 P34〕

○日本語初期指導教室にかかる支援について

本年4月の「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改正を受け、今後、ますます外国人市民の増加が想定され、日本語初期指導が必要となる児童生徒も合わせて増加すると見込まれることから、同年6月に施行された「日本語教育推進法」を踏まえながら、次の事項について特段の支援を願いたい。

- (1) 外国人受け入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業の拡充
- (2) 日本語初期指導教室設置にかかる補助金制度の創設

[新 規]

[教育委員会 4 要望書 P53]

○生徒指導教員等の配置の充実について

外国人児童生徒の教育に当たる適切な加配教員や支援員、多言語化する母国語に応じた通訳や翻訳の増員配置を願いたい。

[教育委員会 7 (3) 要望書 P55]

令和元年 9月26日

滋 賀 県 知 事

三日月 大 造 様

滋 賀 県 市 長 会

会 長 小 椋 正 清